

令和 7 年 3 月 3 日

○条例

小田原市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 号

小田原市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

小田原市議会個人情報の保護に関する条例（令和 5 年小田原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項中「及び第 29 条」を削り、同項の表第 38 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 10 項」に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第4項の改正規定、同条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」を削る部分に限る。）並びに第17条、第18条、第31条、第32条、第38条、第39条、第47条及び第48条の改正規定 公布の日

(2) 第53条から第55条までの改正規定 令和7年6月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

[制定理由]

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例の施行期日を定めるため制定する。

[内 容]

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例（令和5年小田原市条例第30号）の施行期日は、令和7年4月1日とすることとする。

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 1 号

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

小田原市民ホール条例の一部を改正する条例（令和 5 年小田原市条例第 30 号）の施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。

小田原市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市民ホールについて指定管理者制度を導入することに伴い、小田原市民ホールの使用許可の手續等について所要の整備を行う等のため改正する。

[内 容]

- 1 指定管理者制度の導入に伴う規定の整備（第2条～第11条、第14条、別表第1、別表第2、様式第1号及び様式第3号～様式第7号関係）

市民ホールの使用許可の手續等に係る規定について指定管理者制度の導入に伴う所要の規定の整備を行うこととする。

- 2 小田原市民ホール条例の一部改正に伴う規定の整備（第1条～第6条、第8条～第10条及び様式第7号関係）

小田原市民ホール条例の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

- 3 付帯設備の追加（別表第1関係）

市民ホールに新たに設置する付帯設備及びその利用料金の限度額を次のように定めることとする。

設備名称	時間区分	使用単位	利用料金
寄席囲い	1 区 分	1 式	6,000円

- 4 付帯設備の利用料金に係る還付基準の明確化（別表第2関係）

付帯設備の使用の日までに使用の変更を申請し、指定管理者の許可を受けた場合であって、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額を超えるとき又は使用の取りやめの届出をしたときは、変更にあつては差額の、取りやめにあつては既納の利用料金の全額を還付することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日

小田原市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 2 号

小田原市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市民ホール条例施行規則（令和 3 年小田原市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 7 条」を「第 1 9 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 6 条第 1 項前段」を「第 8 条第 1 項前段」に、「市長」を「指定管理者」に、「小田原市民ホール使用許可・使用料減額（免除）申請書」を「小田原市民ホール使用許可・利用料金減額（免除）申請書」に改め、同条第 2 項各号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 3 項中「市長」を「指定管理者」に、「第 6 条第 1 項前段」を「第 8 条第 1 項前段」に、「小田原市民ホール使用許可・使用料減額（免除）決定通知書」を「小田原市民ホール使用許可・利用料金減額（免除）決定通知書」に改める。

第 3 条中「第 6 条第 1 項前段」を「第 8 条第 1 項前段」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 6 条第 1 項後段」を「第 8 条第 1 項後段」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 5 条中「第 6 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「市長に」を「指定管理者に」に改め、同条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第 6 条の見出し中「使用料」を「利用料金の限度額」に改め、同条中「第 7 条第 1 項」を「第 9 条第 3 項」に改める。

第 7 条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

第 8 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項中「第 8 条」を「第 1 0 条」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 2 号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「第 8 条」を「第 1 0 条」に、「第 6 条第 1 項」を「第 8 条

第1項」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条各号列記以外の部分中「第9条ただし書」を「第11条ただし書」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1号中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2号中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第3号中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条中「市長」を「指定管理者」に、「第10条」を「第12条」に、「第6条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第11条及び第14条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表第1中「使用料」を「利用料金」に、

「	高座用座布団	1枚	200	を
	ござ	1枚	200	

「	高座用座布団	1枚	200	に
	寄席囲い	1式	6,000	
	ござ	1枚	200	

改める。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に改め、同表に次のように加える。

付帯設備	使用の日まで	変更にあつては差額の、取りやめにあつては既納の利用料金の全額
------	--------	--------------------------------

様式第1号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

小田原市民ホール使用許可・利用料金減額（免除）申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 年 月 日 </div>						
指定管理者 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 申請者 住 所 団体名 氏 名 電 話 </div>						
次のとおり申請します。						
使用目的・内容						
使用責任者	住 所					
	氏 名		電 話			
入 場 料 等	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無		販 売		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
使用施設・ 設備	使用月日	使用時間	基本利用料 金	算定利用料 金	合 計	減免後利用 料金
利用料金合計						円
減額・免除申請 の理由						
その他必要事項						

様式第3号から様式第7号までを次のように改める。

様式第3号 (第2条関係)

小田原市民ホール使用許可・利用料金減額（免除）決定通知書						
						番 号 年 月 日
様 指定管理者						
印						
次のとおり許可します。						
使用目的・内容						
使用責任者	住所					
	氏名		電話			
入場料等	<input type="checkbox"/> 有 (円) <input type="checkbox"/> 無		販	売	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
使用施設・設備	使用月日	使用時間	基本利用料金	算定利用料金	合計	減免後利用料金
利用料金合計						円
減額・免除申請の理由						
その他必要事項						

様式第4号（第4条関係）

小田原市民ホール使用変更許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話

次のとおり申請します。

許可に 受けた 内容	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所			電 話
氏名					
変 更 の 理 由					
変 更 事 項		変 更 前		変 更 後	
利 用 料 金		変更後利用料金	既納利用料金	利用料金の差額	
		円	円	円	
その他必要事項					

様式第5号（第4条関係）

小田原市民ホール使用変更許可書					
番 号 年 月 日					
様					
指定管理者 印					
次のとおり許可します。					
許 可 の 受 け た 内 容	許可年月日	年 月 日		許可番号	
	使用責任者	住所		電 話	
	氏名				
変 更 の 理 由					
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後		
利 用 料 金		変更後利用料金	既納利用料金	利用料金の差額	還付・追徴
		円	円	円	円
そ の 他 必 要 事 項					

様式第6号 (第5条関係)

小田原市民ホール使用取りやめ届 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 指定管理者 様 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 届出者 住 所 団体名 氏 名 電 話 </div> <div style="margin-top: 20px;"> 次のとおり届け出ます。 </div>						
許 可 に 受 内 容 た	許可年月日	年 月 日			許可番号	
	使用責任者	住 所				電 話
		氏 名				
取りやめの理由						
既納利用料金		円				
その他必要事項						

様式第7号（第10条関係）

小田原市民ホール使用許可取消・使用中止通知書			
			番 号 年 月 日
様			
			指定管理者 印
次のとおり通知します。			
交付した許可書	使用許可	年 月 日	
		許可番号	
	使用変更許可	年 月 日	
		許可番号	
内 容	使用許可の取消し・使用中止		
根 拠	小田原市民ホール条例第12条第 号		
理 由			
利 用 料 金	既納利用料金		円
	変更後利用料金		円
	還付金額		円
備 考			

この処分に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、（指定管理者）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

[改正理由]

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づく総務省告示が一部改正され、介護補償の月額が引き上げられたことに伴い、本市の非常勤消防団員等の公務災害補償についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

非常勤消防団員等の公務災害補償に係る介護補償の月額を次のように引き上げることとする。（別表第4関係）

区 分		改 正 後	改 正 前
常時介護を 要する状態	他人介護等（上限額）	177,950円	172,550円
	親族介護（最低保障額）	81,290円	77,890円
随時介護を 要する状態	他人介護等（上限額）	88,980円	86,280円
	親族介護（最低保障額）	40,600円	38,900円

[適 用]

令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 号

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 44 年小田原市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 常時介護を要する状態の項中「172,550 円」を「177,950 円」に、「77,890 円」を「81,290 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280 円」を「88,980 円」に、「38,900 円」を「40,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表第 4 の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。